

第Ⅱ部 基本構想

第1章 社会経済環境の変化と求められる方向性

第1節 地方分権の進展

平成12年の「地方分権一括法^{※1}」施行を契機に、中央集権から、地方の「自己決定・自己責任」へと、地方分権改革が進められています。平成16年からは三位一体改革^{※2}が推進され、平成18年には地方分権改革推進法が成立するなど、地方分権改革は第二段階に突入しました。また市町村合併や道州制の議論など、国と地方のあり方を再構築する動きが加速しています。市役所には、地方分権の受け皿として、また市民との距離が最も近い自治体として、市民と共に自主的・自律的に地域社会づくりを行っていくことがいっそう求められます。

江南市においても、厳しい財政状況が続くことが予想されることから、市役所は健全な財政運営に努めるとともに、地方分権に対応した地域社会へといっそう改革を進めることが求められます。

第2節 人口減少・少子高齢社会の到来

わが国では、すでに総人口は減少に転じており、晩婚化・非婚化を背景に、出生率が低下しており、将来も出生率の回復は難しいことが予想されます。また、平均寿命の延伸により、これまで経験したことのない、超少子高齢社会が到来しました。このような人口構造の急激な変化は、都市の活力低下や社会保障費の増大など、さまざまな形で社会や経済に影響を及ぼすことが懸念されます。

江南市においては、合計特殊出生率^{※3}は平成13年度以降ほぼ横ばいで推移しており、平成17年度は1.26と低い水準ですが、国や愛知県と比べると若干高くなっています。他方、高齢化率は平成17年で17.4%となっており、決して低いとはいえない状況です。活力ある地域社会を構築するためには、人口構造変化への適切な対応策を講じることが求められます。

※1 地方分権一括法とは、中央集権型の行政システムから、地方自治体が自主的・自律的に地域における行政を実施するシステムへの転換を図るために、国と地方の関係を見直した475本の法律改正のこと（平成12年4月施行）。

※2 三位一体改革とは、国と地方自治体の行財政システムに関する3つの改革のこと。「国庫補助負担金の縮減」「国から地方への税源移譲」「地方交付税の見直し」を一体的に行うことにより、地方自治体が自主財源をもつことで政策的自由度を広げる一方、補助金や交付税への依存度を下げて地方自治体の財政的自立を促すことを目的としている。

※3 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が生涯に産む子どもの数

第3節 価値観やライフスタイルの多様化

人々の意識や価値観は、経済的な豊かさや生活の利便性を重視する姿勢から、主体的で個性的な生き方を通して、生活を楽しみ、生活の質を高めようとする方向へと移り変わっています。また、女性が継続して働くことができる条件の整備や男女の固定的な役割意識の解消など、女性の社会参画に支障となる要因をなくそうとする機運が高まっています。

このため、世代や性別を問わず、多様なライフステージ（就職、結婚、子育て、介護など人生の各段階）に合わせ、市民一人ひとりが個性と能力を発揮し、それぞれの価値観に基づいた生き方が可能となるような活動の場がある地域社会づくりが求められます。江南市においても、やりたい活動ができることで生きがいを得て、それがますます活発な活動へつながり、活気ある地域となることが期待されます。

第4節 「機会の平等」への要請の高まり

就業形態の多様化が進み、パート、アルバイト、派遣社員などの非正規雇用が拡大しており、特に若年層においてはその傾向が顕著となっています。また、いわゆる「ニート^{※1}」の状態にある若年無業者の増加も顕著となっており、今後、所得格差の拡大が懸念されます。外国人、低所得者などの増加ともあいまって、雇用や教育、医療保障などにおける機会の平等の確保が課題となっています。

今後は、一人ひとりがその能力や持ち味を十分発揮できる社会の形成や、格差の固定化を防ぎ、格差が生じても脱却できるしくみの構築が求められています。江南市においても、市民一人ひとりの状況に応じて、さまざまな働き方、学び方、暮らし方の選択肢が用意され、それを選択できる機会が平等に確保されることにより、誰もが将来に希望のもてる地域社会となることが望まれます。

第5節 市民の自治意識の高まり

核家族化に伴い、家庭の子育て力や介護力が低下しており、児童虐待や家庭崩壊などのさまざまな問題が顕在化してきています。また、自治会（区・町内会）といった地縁組織は、都市化の進展や近所づきあいのわずらわしさなどから、弱体化が進んでおり、防犯、防災、子育て、介護などにおける地域の助け合い機能の低下が懸念されています。

他方で、社会の成熟化・価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民の社会

※1 ニートとは、Not in Employment, Education, or Training の頭文字をとったもの。学校に通っておらず、働いておらず、教育訓練も行っていない状況を指す。

への貢献意識や参加意識は高まっています。市民がまちづくりに参加したり、市役所と協働で地域社会づくりを進めるなど、新たな住民自治を求める動きが起こり、全国各地で、自治基本条例^{※2}の制定など「住民自治」のしくみづくりが始まっています。また、地域のための公益的活動を行うNPO^{※3}などの組織が、新たな地域社会の担い手として現れてきており、地縁組織と連携してコミュニティの復活を図る役割が期待されています。

江南市においても、市民の自治意識やまちづくりへの参加意識は高まっていると考えられます。市民意向調査^{※4}では、市民、企業、市民団体、市役所などによる“協働型まちづくり”が望ましいと考える市民が約67%に達しています。江南市では、きめ細かく組織されている自治会（区・町内会）を中心に、新たに、ボランティア、NPO^{※3}、コミュニティビジネス^{※5}などの創出や活性化により、市民や地域の抱える課題を、地域の構成員が協力し合って地域の中で解決するしくみを構築していくことが求められます。

第6節 安心・安全な生活環境へのニーズの高まり

近年、台風や大雨などの風水害や、発生が懸念されている東海地震などの地震災害、空き巣やひったくりなどの窃盗犯罪、子どもを狙った犯罪や高齢者に対する詐欺事件など生活不安が広がっています。さらには、アスベストによる健康被害、BSE（狂牛病）などの食の安全性に対する不安、インターネットの普及による消費者被害など、市民の暮らしを脅かす新しい問題も発生しています。

このように社会不安が増大する中で、安心・安全な生活環境の確保は、緊急かつ重要な課題となっています。市役所は、市民の最低限の生活水準や安全の確保を行う必要があり、同時に市民一人ひとりも日ごろから安全への備えを行うことが求められています。また、特に防犯や防災については、地域全体での取り組みを強化することが有効と考えられます。

江南市においても、刑法犯罪や人身事故は、この10年間で急激に増加してきました。他方で、家庭での災害への備えや、地域ぐるみの防犯・防災が十分な状態であるとはいえません。市民意向調査^{※4}によると、日ごろから家庭で災害への

※2 自治基本条例とは、自治体運営（地域社会づくり）の基本的な考え方や理念、それを実現するための行動原則、市民の権利や責務、市役所や議会の役割、市民と市役所の関係、市民参加の方法などを定めた自治体の最高規範。「自治体の憲法」とも呼ばれる。

※3 NPOとは、Non-Profit Organizationの略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進法（NPO法）により認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）をいう。

※4 江南市戦略計画策定に係る市民意向調査（平成18年4月実施）。

※5 コミュニティビジネスとは、高齢者介護、子育て支援、環境保全、生涯学習、地域の活性化などに関する地域の課題を、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決していこうとする取り組み。

備えができていると考える市民の割合は約 14%、地域防犯が十分な状態であると考える市民の割合は約 27%、地域防災が十分な状態であると考える市民の割合は約 21%にとどまっています。今後は、市役所はもとより、家庭や地域における、安心・安全確保の取り組みが求められています。

第 7 節 起業の活発化・雇用形態の多様化

最低資本金制度^{※1}の撤廃などの規制緩和により起業が容易になり、また官から民への大きな流れもあいまって、新たな産業の創出が促進されています。

また、地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むコミュニティビジネス^{※2}が全国的な広がりをみせています。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用、働きがいや生きがいを生み出し、コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

さらに、従来の雇用形態に捉われない、多様な価値観やライフスタイルに合った、多様な形態の雇用の場が創出されることが求められています。

江南市においては、ベンチャー^{※3}企業の進出が進まず、起業家が少ないため、今後は、産学官の連携による人材の育成と起業のための支援が求められるところです。

第 8 節 多様化する環境問題への対応

温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など、人類の生存を脅かす多様な環境問題が地球規模で広がっており、その影響が次世代にまで及ばないような社会経済システムの見直しが課題となっています。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が依然として続いており、一般廃棄物最終処分場の不足、家庭からの一般廃棄物や事業所からの産業廃棄物の不法投棄などが社会問題化しています。

江南市においては、「江南市環境基本条例」に基づき、平成 14 年 3 月に「江南市環境基本計画」を策定し、環境に配慮したまちづくりに取り組んできました。

※1 最低資本金制度とは、株式会社や有限会社を設立する際、債権者保護の目的から設立時より常に資本金として計上しておくべき資本金額を定めた規制のこと。会社法施行（平成 18 年 5 月 1 日）により、最低資本金規制が廃止され、資本金 1 円でも株式会社の設立が可能となった。

※2 コミュニティビジネスとは、高齢者介護、子育て支援、環境保全、生涯学習、地域の活性化などに関する地域の課題を、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決していこうとする取り組み。

※3 ベンチャーとは、起業して新しい領域の事業を行う企業やビジネスのこと。一般に、独自の技術や商品をもって新ビジネスに取り組む、成長初期の中小企業を指す。

一方、地球温暖化の防止に向け、平成 17 年 2 月には京都議定書^{※4}が発効したことから、今後は、身近な暮らしから生活様式や企業活動などを問い直し、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、資源循環型社会の構築に向けて具体的な対策を推進することが求められます。また、江南市のリサイクル率は平成 16 年度で約 35%と高く、市民によるごみ減量・リサイクル化などの身近な取り組みは着実に定着してきています。今後は、市民・事業者・市役所が協働で、省エネルギー、省資源、自然環境保全などの幅広い取り組みをいっそう進めて、地球規模での環境問題の解決に向けた積極的な行動を起こすことが求められるところで

^{※4} 京都議定書とは、平成 9 年 12 月に京都で開かれた地球温暖化防止国際会議で採択された、温室効果ガスの削減目標についての国際的取り決めのこと。平成 17 年 2 月に発効。